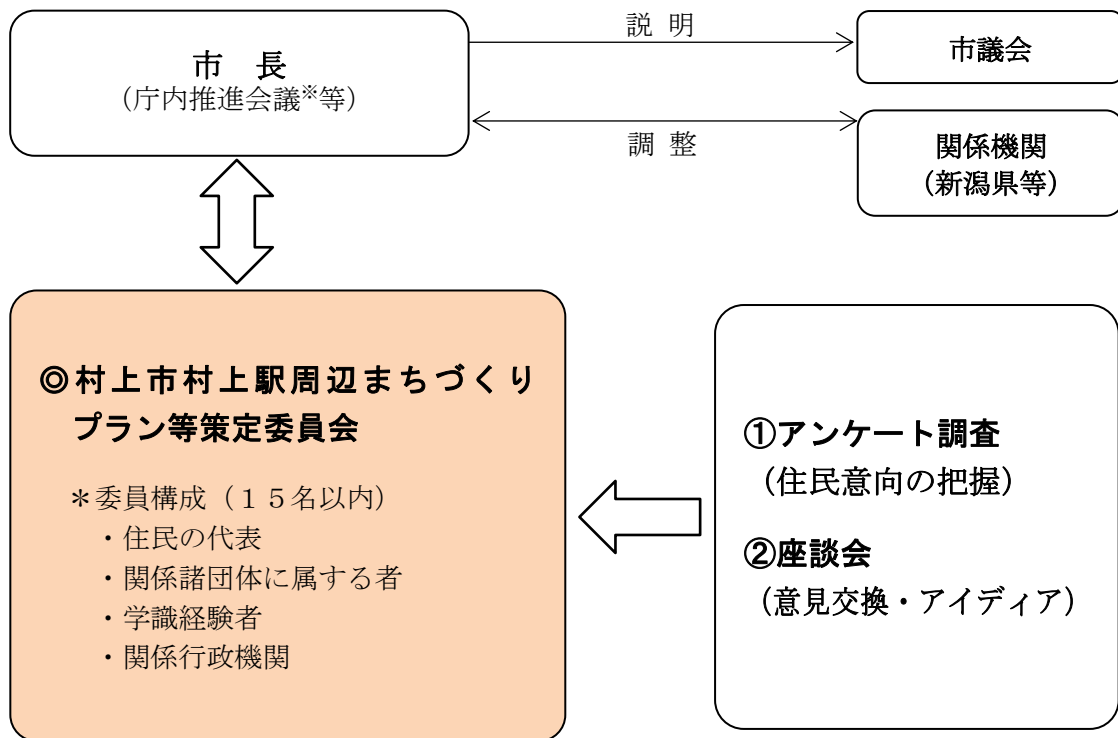


## 第5章 参考資料

### 第1 計画策定の経過

村上駅周辺まちづくりプラン基本構想の策定に際し、アンケート調査や座談会を実施し、策定委員会での審議、庁内推進会議での検討、調整を図りながら策定した。

#### ■策定体制



#### ※庁内推進会議

村上駅周辺まちづくりプラン基本構想の策定に際し、アンケート調査や座談会を実施し、策定委員会での審議、庁内推進会議での検討、調整を図りながら策定した。

開催日	議 題
第1回庁内推進会議 (平成25年10月10日)	(1) 村上駅周辺まちづくりプラン等庁内推進会議の概要 (2) 村上駅周辺まちづくりプラン策定体制及び策定フロー (3) 村上駅周辺まちづくりプランアンケート調査の実施
第2回庁内推進会議 (平成26年10月22日)	(1) 村上駅周辺まちづくりプラン策定状況について (2) 施策と具体的な取り組み内容(案)について

<参考>

村上駅周辺まちづくりプラン等庁内推進会議設置要綱

平成26年3月31日

訓令第5号

(設置)

第1条 新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院（以下「村上総合病院」という。）の移転に伴い、JR村上駅を中心とした区域（以下「村上駅周辺」という。）の公共施設等の整備及び活性化によるにぎわいのあるまちづくりの推進を図るため、村上駅周辺まちづくりプランの策定及び同プランの策定に係る都市再生整備計画等を策定するにあたり、計画内容の検討及び関係部局間相互の調整を図るため、村上駅周辺まちづくりプラン等庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 村上駅周辺の公共公益施設の整備及び土地利用に関すること。
- (2) 村上総合病院の移転後の跡地利用に関すること。
- (3) 村上駅周辺の活性化のためのまちづくりの推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに関連する都市再生整備計画等に関すること。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、副市長が主宰し、総務課長、財政課長、政策推進課長、自治振興課長、保健医療課長、福祉課長、商工観光課長、農林水産課長、農業委員会事務局長、都市整備課長、下水道課長及び水道局長で構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、副市長が必要と認める都度開催する。

- 2 副市長は、必要に応じ、推進会議に構成員以外の者を参画させることができる。

(庁内調整部会)

第5条 第2条に規定する所掌事項の具体的な検討及び協議のため、推進会議に庁内調整部会を必要に応じて置くことができる。

- 2 庁内調整部会は、副市長が指名する者をもって構成する。
- 3 庁内調整部会は、検討及び協議の結果を整理し、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、政策推進課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## ■アンケート調査

### ①アンケート調査の概要

村上駅周辺まちづくりプラン基本構想の策定に際し、日常生活における J R村上駅の利用状況や駅周辺の課題、利便性の向上を図るための意見を把握するもの。

表・アンケート調査の概要

対 象		実施日	配布／回収	配布数	内 訳
A	一般市民 (Bを除く 20 才以上 ・無作為抽出)	11/1 発送	郵送／郵送	3,000 人	村上地区：1,274 人 荒川地区：532 人 神林地区：422 人 朝日地区：496 人 山北地区：276 人
B	村上駅周辺 居住者（全戸）	11/5 発送	郵送／郵送	1,052 人	駅前地区：532 人 田端町：179 人 飯野西：64 人 駅西側地区：243 人 緑 町一：145 緑 町二：123 緑 町三：73 緑 町四：87 緑 町五：30 松原町一：94 松原町二：95 松原町三：86 松原町四：76
C	村上地区内 高校生等	11 月 ～12 月	学校に依頼	403 人	村上高校：180 人 桜ヶ丘高校：155 人 村上中等：68 人
D	J R村上駅 利用者	11/1 実施	手渡し・置取 ／郵送	580 人	—
合 計				5,035 人	

### ②アンケート調査の配布回収結果

調査期間	平成 25 年 11 月 1 日(金)～12 月 6 日(金)			
種 類	A. 一般市民	B. 駅周辺居住者	C. 高校生等	D. 駅利用者
配 布 数	3,000 通	1,052 通	403 通	580 通
回 答 数	1,350 通	568 通	403 通	209 通
回 収 率	45.0 %	54.0 %	100.0 %	36.0 %

## ■村上駅周辺まちづくりプラン座談会

### ①実施目的

「村上駅周辺のまちづくりプラン等に関するアンケート」の調査結果をもとに、駅周辺整備に向けたより具体的な課題や解決策等を整理・把握するため、駅周辺住民等による検討を行うもの。

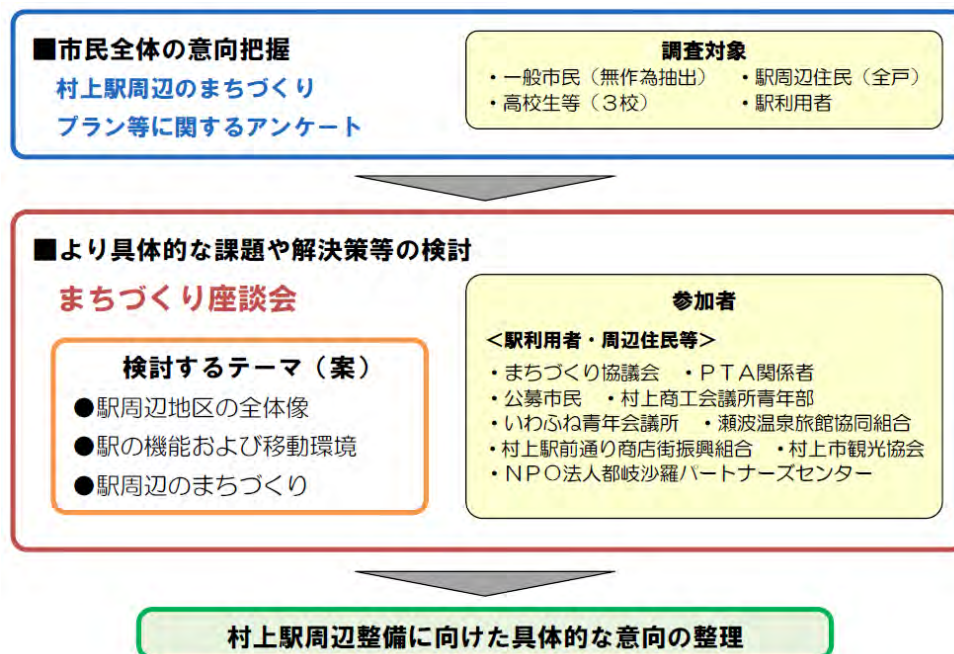


図. まちづくり座談会の流れ

### ②開催概要

参加者を4グループに分け、ワークショップ形式による意見交換を全3回にわたって実施した。

	開催日時・場所	検討内容	参加者
第1回	H26.1.21（火） 19：00～21：00 村上市生涯学習推進センター 2階 大・中会議室	* 駅周辺地区の全体像について ①プラン策定に至る経緯と駅周辺の現状報告 ②アンケート調査結果（速報） ③意見交換 ・村上駅周辺の「良いところ」、「改善すべきところ」 ・村上駅周辺地区が目指す10年後の将来像	27名
第2回	H26.1.28（火） 19：00～21：00 村上市教育情報センター 2階 会議室A・B	* 駅の機能及び移動環境について ①前回のふりかえり ②意見交換 ・村上駅及び駅周辺の施設整備と移動環境 ・実現化に向けた課題と解決策	21名
第3回	H26.2.4（火） 19：00～21：00 村上市生涯学習推進センター 2階 大・中会議室	* 駅周辺のまちづくりについて ①前回のふりかえり ②意見交換 ・登場人物の洗い出し ・地区活性化に向けた将来の取り組み	18名

## 第2 策定委員会

### ①村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会

策定委員会は、村上駅周辺を中心とした区域の公共施設等の整備及び活性化による賑わいのあるまちづくりの推進に関する計画「村上駅周辺まちづくりプラン」を策定するために設置した。

表. 策定委員会の構成

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
1	村上地区地域審議会	会 長	板 垣 藤 生	～H26.4.30
		委 員	楠 田 正	H26.6.5～
2	荒川地区地域審議会	会 長	会 田 健 次	
3	神林地区地域審議会	副会長	坂 上 孝 雄	
4	朝日地区地域審議会	副会長	大 滝 重 秋	
5	山北地区地域審議会	委 員	斎 藤 千 栄	
6	村上駅前通り商店街振興組合	理事長	石 田 勝 雄	
7	厚生連村上総合病院	事務長	後 藤 正 利	～H26.3.31
		事務長	大 平 直 哉	H26.4.1～
8	村上商工会議所	会 頭	斎 藤 茂	
9	村上市観光協会	会 長	浅 野 謙 一	
10	新潟交通観光バス株式会社	常務取締役	田 巻 耕 介	
11	NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター	副理事長	村 山 優 子	
12	新潟県立大学 国際地域学部	教 授	櫛 谷 圭 司	委員長
13	村上市都市計画審議会	委 員	野 澤 繁	副委員長
14	新潟県村上地域振興局 地域整備部	計画調整課長	渡 邊 秀 美	～H26.3.31
		参 事 (計画調整課長)	林 和 敏	H26.4.1～
15	新潟県村上地域振興局 企画振興部	地域振興課長	綱 島 快 朗	～H26.3.31
		地域振興課長	碓 井 潤	H26.4.1～

②開催状況

開催日	議事内容
<p>第1回 (平成26年2月12日)</p>	<p>○まちづくりプランの策定について            ・策定の背景、目的、位置づけ、策定の流れ、計画構成(案)            ○アンケート調査結果、座談会の実施報告</p>
<p>第2回 (平成26年2月21日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想の検討            ・現況課題の整理            ・基本方針(案)            ・具体的な取り組み(案)</p>
<p>第3回 (平成26年3月17日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想の検討            ・基本方針(修正案) ※前回を踏まえた修正            ・施策と具体的な取り組み(案)            ・病院移転後の跡地で想定される機能と考え方(案)</p>
<p>第4回 (平成26年4月24日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想の検討            ・施策と具体的な取り組み ※確認            ・病院移転後の跡地で想定される機能と考え方(案)            (複数の機能、旧ジャスコ跡地との一体的活用)</p>
<p>第5回 (平成26年6月3日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想の検討            ・病院移転後の跡地で想定される機能と考え方(案)</p>
<p>第6回 (平成26年7月29日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想の検討            ・病院移転後の跡地の活用について            ・施策と具体的な取り組みの資料構成について</p>
<p>第7回 (平成26年11月4日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想について            ・村上総合病院移転後の跡地の活用について            ・施策と具体的な取り組みについて(案)            ・村上駅周辺まちづくりプラン基本構想(案)            ・今後のスケジュール(パブリックコメントの実施等)</p>
<p>第8回 (平成26年11月14日) 書面審議</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想について            ・村上駅周辺まちづくりプラン基本構想(案)</p>
<p>第9回 (平成27年2月16日)</p>	<p>○まちづくりプラン基本構想について            ・パブリックコメントについて            ・村上駅周辺まちづくりプラン(基本構想)            ・概要版について            ・答申書について</p>

<参考>

村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 73 号

(設置)

第 1 条 村上駅周辺を中心とした区域（以下「村上駅周辺」という。）の公共施設の整備及び活性化によるにぎわいのあるまちづくりの推進に関する計画（以下「村上駅周辺まちづくりプラン」という。）を策定するため、村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定に係る次の事項について調査及び審議する。

- (1) 村上駅周辺の公共施設の整備及び土地利用に関すること。
- (2) 新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院の移転後の跡地利用に関すること。
- (3) 村上駅周辺の活性化のためのまちづくりの推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに関連する計画等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 関係諸団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱の日から村上駅周辺まちづくりプラン策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 23 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 第3 用語の解説

#### [あ行]

##### □空き家バンク：

市内の空き家の有効活用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大および定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、空き家情報の提供を行う取り組み。市内の空き家で売却を希望する所有者から物件の提供を求め、空き家バンクへ登録した情報をホームページで広く、購入希望者へ提供するもの。

##### □上屋：

雨露から防ぐために設けた、柱に屋根をかけただけの建物。

##### □オープンスペース：

市街地や敷地内で、建物のたっていない土地。空地のこと。

#### [か行]

##### □緊急輸送道路：

災害などの異常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に主要な道路や県、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連絡する道路を指定したもの。異常事態発生後の利用特性により、第1次緊急輸送道路から第3次緊急輸送道路まで3つに区分している。

##### □救急告示病院：

厚生労働省の「救急病院等を定める省令」に基づいて都道府県知事が認定した医療機関。救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診療している、レントゲンなど救急医療に必要な設備を持つなどの要件があり、3年ごとに認定を更新することとなっている。

##### □景観計画区域：

景観行政団体が策定する景観計画で定められた区域のこと。平成25年3月策定の村上市景観計画では、市全域を景観計画区域と定めている。

##### □交通結節点：

複数あるいは様々な交通手段の接続が行われる場所のこと。バスから鉄道、自転車からバスなどに乗り換える場所として、主に鉄道駅や駅前広場等は交通結節点となる。

##### □交通弱者：

本計画では、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者（車いす利用者含む）など、自分で運転することができず主な移動手段を公共交通機関に頼らざるを得ない人のことを指す。

##### □子育て支援センター：

子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。国（厚生労働省）の事業として創設され、現在、全国で2500カ所以上設置されている。



## [さ行]

### □災害拠点病院：

災害時の救急医療の拠点となる病院のこと。県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、県知事の要請により傷病者の受け入れや医療救護班の派遣等を行う。村上市内では、村上総合病院のみ指定。近接の指定病院は新潟県立新発田病院。

### □住区基幹公園：

都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園，近隣公園及び地区公園が含まれる。

### □準防火地域：

市街地における火災の危険を防除するため定めた地区（都市計画法第 9 条）で、この地域では一定の建築物を耐火建築物又は簡易耐火建築物とし、或いは建築物の屋根・開口部の戸・外壁などについて防火構造にするなど、防火上の観点から規制が行われている。

### □せなみ巡回バス、循環バス：

せなみ巡回バスは、村上駅から村上中等教育学校、村上はまなす病院、瀬波病院、瀬波温泉なぎさ通り、瀬波市街地を經由して村上駅へ戻る循環運行するバスのこと。

まちなか循環バス（通称：あべっ車）は、村上地区の市街地を運行しているバスのこと。村上駅前から新町やイヨボヤ会館を經由して村上駅前に戻る「大回り」が 1 日 5 便、村上駅前から市役所や南町を經由して村上駅前に戻る「小回り」が 1 日 10 便運行している。

平成 22 年度に村上市地域公共交通活性化協議会が策定した「村上市地域公共交通総合連携計画」において位置づけられた取り組みの 1 つであり、現在は大人 1 回乗車 100 円で運行している。

## [た行]

### □第 1 次村上市総合計画：

総合計画とは、地方自治法に基づき、地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。第 1 次村上市総合計画は、平成 20 年 4 月の合併により策定されたもので、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成され、基本構想の計画期間は、平成 21 年度から平成 28 年度までの 8 年間となっている。

### □地区まちづくり協議会：

市内の各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指して取り組む「市民協働のまちづくり」を具体的に進めるための組織のこと。平成 23 年度末に町内や集落が一定規模単位にまとまった「地域まちづくり組織（地区まちづくり協議会等）」が市内に 17 組織設立された。各組織は市からの「地域まちづくり交付金」による財政支援を受け、それぞれの特色を活かした活動を行っている。

### □チャレンジショップ：

空き店舗を活用し、お店を始めたい方に安価な家賃で貸し出しを行い、出店を支援する取り組みのこと。

### □通学路緊急合同点検：

文部科学省、国土交通省、警察庁の 3 省庁が連携し、また各地域の学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携・協働して、通学路の安全点検や安全確保を図る取り組み。「通学路における緊急

合同点検等実施要領」に基づき、全ての公立小学校による危険箇所の抽出と、合同点検の実施と対策必要の抽出が行なわれている。

**□電子情報板：**

映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体。屋外・店頭・公共施設などに、液晶ディスプレイなどを設置して各種案内や広告を表示するもの。

**□道路付属施設：**

道路管理者が設置する道路付属施設は、安全施設としてのガードレール・カーブミラー・道路照明等があり、標識施設として案内標識や警戒標識、更には植樹帯設置などがある。

**□都市計画道路：**

都市計画法に基づいて、あらかじめルートや幅員などが決められた、都市の骨格となる道路のこと。

**[は行]**

**□パークアンドライド：**

最寄り駅まで自動車で移動して駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて勤務先まで通勤する方法のこと。

**□バスベイ：**

バス停留所のある場所に、歩道に切れ込みを入れたような形で設けられる、バスが停車するためのスペースのこと。

**□バリアフリー：**

高齢者や障がい者など、社会生活弱者が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策。もしくは具体的に取り除いた状態のこと。

**□病児・病後児保育施設：**

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育及び看護ケアを行う施設。主の保育所または医療機関等に付設された専用スペース等。

**□へき地医療拠点病院：**

へき地における医療活動（巡回診療・へき地診療所等への医師派遣、又はへき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等）を継続的に実施できると認められる病院のこと。

**[ま行]**

**□村上市都市計画マスタープラン：**

都市計画マスタープランとは、平成 4 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。村上市の都市計画マスタープランは、平成 21 年 3 月に策定見直しされている。

**□村上市景観計画：**

村上市景観計画(平成 25 年 3 月策定)は、景観法第 8 条に基づく法定計画として、個別の景観形成行為を行う際の指針としての役割を担い、主に、景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限、景観重要建造物の指定の方針などについて定めている。平成 26 年 4 月 1 日から、景観法及び村上市景観条例により、景観計画区域内（市内全域）で一定の建築行為等を行う場合は、あら

かじめ届出（国又は地方公共団体が行う行為等については通知）が必要となった。

[や行]

□ユニバーサルデザイン：

障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

□用途地域：

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

[ら行]

□老人福祉センター：

老人福祉法の規定に基づき整備された、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場として、高齢者の社会参加を促進するための施設。村上市には、あかまつ荘がある。

[わ行]

□ワークショップ形式：

住民が中心になって地域の課題を解決しようとする場合に用いられる手法のこと。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験する形で運営される。住民参加型の活動形態の一つ。

---

---

## 村上駅周辺まちづくりプラン（基本構想）

平成 27 年 3 月 策定

発 行：平成 27 年 3 月

作 成：村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会

問合せ：村上市 政策推進課 都市政策室

電 話 0254-53-2111

F A X 0254-53-3840

---

---